

労働法の基礎講座

第42回



【助成金】業務改善助成金

生産性向上に資する設備投資等を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、設備投資等の費用の一部について助成を受けられます。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画

※R7.9.5～R7.11.30までに引き上げる場合は、計画の事前提出を省略できます。



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

■長崎県の最低賃金は、**令和7年12月1日**から、**時間額1,031円**になります。



賃上げと設備投資に対応予定の中小企業のみなさま、
この機会にぜひ業務改善助成金をご活用ください！

県内でも多数の利用実績があります！

活用事例 ～長崎労働局「業務改善助成金 助成事例100」より～

事業内容	設備投資等の 内容	導入前の状況	導入の効果
飲食業	自動ゆで麺機	麺をゆでる際、時間を計り、麺を湯から上げて手で湯きりをする必要があるため、鍋から離れられず、生産性向上への課題となっていた。	自動ゆで麺機の導入により、麺をゆでる作業にかかっていた時間、 1日あたり6時間が大幅に短縮された。 生産性向上が実現できた。 また、慣れていない従業員でも作業ができるため、そういった点からも作業効率がアップしていると思われる。
美容業	高性能デジタルパーマ	従来のデジタルパーマは作業に時間を要していた。	従来のデジタルパーマに比べて性能が向上した高性能デジタルパーマを導入したことで、 作業時間は従来の手作業による時間と比較して、概ね半分以下 となり大幅に短縮することができた。

助成の対象事業場や助成の上限額・助成率などは、以下のとおりです。

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。

★業務改善助成金の申請に当たり、賃金の引き上げは令和7年11月30日（最低賃金改定日の前日）までに行い、設備の納品・支払を令和8年1月31日までに完了する必要があります。

その他、業務改善助成金の交付要綱や申請手続の詳細については、[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

★業務改善助成金以外にも、賃金引き上げの支援策があります。まずは[早見表](#)をチェックして、自社の取組に合った支援策をご活用ください。

★各種助成金の申請でお困りの場合は、[長崎働き方改革推進支援センター](#)へお気軽にご相談ください！